

議案第 86 号

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定中「1 の敷地」を「一の敷地」に改める。
 第 8 条中「）」の次に「又は隣地境界線」を加え、「制限に反してはならない」を「数値以上でなければならない」に改める。

第 11 条第 1 項中「、第 3 条」を「第 3 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 建築物の敷地が第 3 条に規定する区域の内外にわたる場合又は 2 以上の計画地区にわたる場合における第 8 条又は第 9 条の規定の適用については、これらの規定における制限を受ける計画地区に存するその建築物の部分について当該規定を適用する。

別表第 1 に次のように加える。

あずま南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された朝霞市あずま南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 に次のように加える。

あずま南地区地区整備計画区域	あずま南地区 A 地区	<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 保育所その他これに類するもの（1 及び 3 から 17 までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみを利用するもののうち、延べ面積が 200 平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>3 幼保連携型認定こども園（1、2 及び 4 から 17 までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみを利用するものうち、延べ面積が 200 平</p>	<p>10,000 平方メートル。ただし、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>1 建築物の部分（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面に限る。）の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地区計画図に示す壁面線 1 号の道路境界線までの距離 10 メートル</p> <p>(2) 地区計画図に示す壁面線 2 号の道路境界線までの距離 5 メートル</p> <p>(3) 隣地境界線までの距</p>	31 メートル
----------------	-------------	---	--	---	---------

	<p>方メートル以下のものを除く。)</p> <p>4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>6 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>10 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 畜舎</p> <p>14 自動車教習所</p> <p>15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物（自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。）</p> <p>16 法別表第2(5)項第1号及び第2号に該当する建築物</p> <p>17 店舗、飲食店その他これらに類するもの（1から16までの建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するもののうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。）</p>		<p>離 2メートル</p> <p>2 1の規定にかかわらず、安全上又は保安上必要な建築物の敷地として使用する場合、この限りでない。</p>	
あずま南地区 B地区	1 住宅（現に住宅の用途に供する建築物の敷地として使用されている土地の地区画整理法の規定に	500平方メートル。ただし、地区画整理法の規定による仮換地の指定又は換地処分を	1 建築物の部分（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面に限る。）	25メートル

	<p>よる仮換地の指定又は換地処分を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 幼保連携型認定こども園</p> <p>5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>6 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの</p> <p>9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>10 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>11 公衆浴場</p> <p>12 診療所</p> <p>13 畜舎</p> <p>14 自動車教習所</p> <p>15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物（自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。)</p> <p>16 法別表第2(5)項第1号及び第2号に該当する建築物</p> <p>17 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち、延べ面積が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 地区計画図に示す壁面線3号の道路境界線までの距離 1メートル</p> <p>(2) 隣地境界線までの距離 0.7メートル</p> <p>2 1の規定にかかわらず、安全上又は保安上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p>
--	--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月24日提出

朝霞市長 富岡 勝則